

ジェンダーについて考える

～身体的位相と社会的位相への眼差し～

シンキング・バーズ
社会科学研究班

相違の捉え方と 社会的規範の在り方

ヒトにおける性 (sex) は、他の哺乳動物と同様に、体内で卵子をつくって胎生する生殖器官を持つ女性と、体内で精子をつくって体外に排出する生殖器官を持つ男性とに、身体的には識別 (identify) されます。その呼称は、動物学上ではメス (female) とオス (male) ですが、ヒトの場合は、女性 (woman) と男性 (man) とも呼ばれます。

ヒトに限らず、動物における身体的な性別は、生得的なもので、子供の意志によるものではありません。両親の意志も反映されず、「生まれながらの (inherent)」という形容が相応しい、遺伝子的な分岐の結果です。一般的に脊椎動物は、その身体的な性別を保持したまま、生涯を送ります。ヒトにおいても、人為的な去勢などが施されない限り、その性別は生涯的です。

ヒトにおける男女のちがいは、身体的な相違や生理機能に限定されない、さまざまな社会的慣習が付随しています。「男らしさ」「女らしさ」と言われるような、性別による生活習慣や慣習的な役割、儀礼的風習や行動様式などの社会的形態です。その性別的な慣習や行動様式を含む男女のちがいの形態を、ジェンダー (gender : 性的規範様式) と呼んでいます。

そのジェンダーについて、あらゆる社会

的規範は男性的なものとする女性側の視点から、その改善や是正、あるいは、撤廃を求めるフェミニズム (feminism)



の論調が高まったのは、1970年代後半頃からと、ボクたちは認識しています。日本の法制上では、1986年 (昭和61年) に、いわゆる「男女雇用機会均等法」が施行され、労働市場における男女差別の禁止などが定められました。さまざまな立場の女性たちのジェンダーに関する著述が、日本でも出版されるようになったのは、その頃からだったと記憶しています。

ここでは、男性と女性のちがいに関する認識とその社会性について、ボクなりの見解を述べさせていただきます。

●男女のちがいへの二つの視点

性

別による日常生活上の軋轢や齟齬は、歴史的なものです。分かりやすく言えば、男女間のモメゴトは、今に始まったことではなく、至る所にありました。双方がシアワセな時間は、貴重な時間だったのかもしれませんが。シアワセの定義はとりあえず保留にするとして、男女間の見解の相違による言い争いは、絶えたことがなく、将来も恐らく、絶えることがないと思われます。

男女のちがいに関する近代的な研究は、フロイド (Sigmund Freud 1856 - 1939) によって新境地に入ったと言えます。フロイ

ドの研究成果は、今日的には妥当性に欠ける点が多いのですが、臨床を踏まえた心理面の性向研究という点では、先駆的でした。フロイドは男女のちがいを、基本的には男性を能動的(攻撃的)、女性を受動的(抑制的)と捉え、それを「男らしさ」「女らしさ」に対応させています。その捉え方自体が妥当性に欠けるため、「婦人の社会的関心は男子のそれより弱く、婦人の本能昇華への能力は男子のそれよりも少い」(『続精神分析入門 第33講「女性的ということ」』より)といった差別発言まで残しています。女性は一般的に「非社交的」(同上より)とする指摘も、明らかに偏った見方です。それでもフロイドは、それまで男性が「女の謎」として来た領域に踏み込んだという点では、評価に値すると思います。

フロイドが「リビドー(libido)」と言った性的な欲求を突き動かす力は、今日の生物学では、性ホルモンの影響として説明されています。性ホルモンは生体化合物の一つで、主に男女の生殖器官で作られ、身体的な「男らしさ」「女らしさ」に作用すると考えられています。抽象的な「リビドー」なる力の作用とする説明は、ほぼ通用しないと言えます。その性ホルモンが身体に及ぼす作用については、さまざまな研究結果が報告されています。成人女性の生理や妊娠・出産に及ぼす影響、成人男性の生殖機能特性への作用に留まらず、脳機能の発達のちがいなど、男女間の生体的な相違の傾向を科学的に論証しようとする研究です。それは、ヒトという動物の身体に備わった「自然(nature)」についての研究で、個体差があるとはいえ、物質作用が及ぼす男女のちがいを生物学的に論じています。

一方、性別による社会的規範の形態は、ある意味では「文化(culture)」に関わる領域です。地域や時代、宗教や価値観、社

会的階層や生活環境などによって、その形態は異なっています。いずれも一定の人々の集団(社会)における規範で、良し悪しは別として、変わりにくい常態的要素と変節しやすい流動的要素がありました。ただし、男女間の身体的な相違を度外視した規範にはなりにくく、一定の配慮に基づいていたと言えます。

フロイドが「男らしさ」「女らしさ」を、基本的には男性は能動的、女性を受動的とした捉え方は、身体的位相というより、社会的位相に力点を置いた性的ちがいです。フロイドにあっては、二つの視点が未分化なままで、社会的位相による要素を生殖器のちがいに求めるような、論理展開の錯綜が見られます。社会的位相における「男らしさ」「女らしさ」は、身体的なそれとは、少なからず異なっています。生殖器のちがいや性ホルモンの作用とは必ずしも一致せず、規範や習慣による要素が作用したものとと言えます。ジェンダーに関する議論は、そのような社会的視野で展開されたものです。ある意味では、身体的位相とは切り離れた議論が必要なのです。

●言語における男女差別の認識

性

別による社会的規範は、「男尊女卑」と言われたように、男性優位の価値観を女性に強要する傾向が強い規範でした。男女差別とは、そのような認識法のことです。しかし、地域的な特性があり、世界共通というより、地域ごとに一定の幅があったと考えられます。いわゆる「多様性(diversity)」がある様態を示しています。

例えば言語における男女は、英語では“man/woman”“male/female”と“man/male(男=人)”を主体に成り立っています。そのため、女性は男性に従属した「第

※参考にさせて頂いた文献) フロイド著、古沢平作訳『フロイド選集3 続精神分析入門』(1988年6月、日本教文社)、川上正澄著『男の脳と女の脳』(1982年9月、紀伊國屋書店)

二の性 (Le Deuxième Sexe)」と認識され、差別的文化形態の一つの例とされたことは良く知られています。日常生活に欠かせない言語活動が、男性を軸に構成されているという認識は、“woman/female”とは何なのか、という問いを提起したと言えます。言語は、地域に固有の一つの文化形態で、他言語の習得に努力しない限り、その言語形態の社会性から逃れることはできません。

“woman/female”から逃げられないということで、その言語上で自前の造語を作って社会に流通させる努力でもしない限り、従属的名称のままです。日本語で言う「女とは何か？」では、視点がズレるのです。

日本語の場合、男女を表す言語上の形態は、漢字表記だけでなく、「おとこ／おんな」の音においても、相互の異質性を表すもので、従属関係を表す形態ではありません。その意味では、日本語における単語レベルの男女差別は、「第二の性」という認識とは、必ずしも合致しません。しかし、言語体系として考えると、文字的には、女性文字の「ひらがな」に対する男性文字の「漢字」のような、ある種の二層構造が、社会的位相の規範となっていた歴史がありました。つまり、「男ことば」と「女ことば」があるということです。

言語上の男女差別の認識は、欧米圏と日本では、構造的にズレが生じます。「男ことば」と「女ことば」は、男社会と女社会の二層性を代弁していると言えますが、それが、日本における男女差別の社会的位相に連動していることは、否定しがたいと思われれます。言語体系上の社会的認識は、日本においては、「女ことば」の固有性を認めながら、それを「男ことば」の下位に置く土壌で、培われて来たと考えられるのです。

近代日本語の言語体系は、女性の表象となっていた被差別文字的な「ひらがな」を、

戦後の大胆な日本語改革で正当な地位に置き、それが今日の日本語を形成したという経緯をたどっています。近代日本語は、言語上の男女差別の撤廃に、少なからず努力はして来たのです。しかし、「男ことば」と「女ことば」の分岐は、今でも残っています。それは、日本語の文化的価値という側面を兼ねていて、差別とは異なる視点で、重要な社会性を持っているのです。

男性性と女性性の言語における相違は、日本語の場合、その相違の解消に重きを置く必要はない、とボクは考えます。「女ことば」を使う男性と「男ことば」を使う女性に対して、社会の見方（社会的規範）が作用するのは確かです。その社会的な見方が、日本における男女差別の様態を表していると言えます。重要なのは、「男ことば」と「女ことば」は、ジェンダーの一つであり、その平等を社会的規範がどう担保するかを考えるにみると、ボクは思います。

●女性の公的地位と歴史的地域差

次

に、性別による社会的地位の問題です。それは、歴史性と無縁ではなく、世界各地における歴史的規範という実態があります。例えば日本の皇位継承権が男系に限られているように、文化的伝統に根差すものが少なくありません。ボク個人の意見は、女性の皇位継承もあって良いという考えですが、消極的な方々の意見をないがしろにするものではありません。

公的な役職に関わる性別による線引きは、ヨーロッパの場合は歴史的に、日本よりは弾力的な傾向があったと言えます。それは、ヨーロッパに男女差別がなかったという意味ではなく、男性優位の社会的規範の中にあっても、女性の公的権限は、限定的にせよ、容認されていたという意味で

す。その事例が、16世紀以降のヨーロッパで、一定の権威ある地位にあり続けた女王や女侯です。

ヨーロッパにおける女王や女侯の誕生は、男系後継者がいない状態という、限定的な条件下でのことでした。しかも、姻戚がらみの諸侯間の領有権争いが絶えず、そのリスクを回避するため、近親婚が横行した結果という側面を持っています。それでも、歴史上で評価が高い女性は、少なからずいました。カスティーリャ女王・イザベル1世 (Isabel I de Castilla 1451 - 1504) も、その一人です。

イザベルは、カスティーリャ王国 (Reino de Castilla 1162 - 1716) を統治するトラスタマラ家 (Casa de Trastámara) に生まれ、アラゴン王国 (Reino de Aragón 1035 - 1707) の王子・フェルナンド (Fernando de Aragón 1452 - 1516) と結婚しました。同族同士の近親婚でした。二人はその後、それぞれの国の王位に就き、イベリア半島の大半を治める連合王国が誕生しました。今日まで続くスペインの誕生です。

二君が治める連合王国は、南部のイスラム勢力の拠点グラナダ (Granada) を陥落させ、「レコンキスタ (reconquista)」を成し遂げました。また、カスティーリャ女王としてのイザベルは、コロンブス (Cristóbal Colombo 1451? - 1506) の海洋航海を支援したことで知られています。

ここで重要なのは、イザベルのカスティーリャ王国の統治は、生涯にわたって続いたということです。結婚による王権の譲渡や領土の見直しが行われた痕跡はなく、実権を伴う統治を続けたと言われています。その治世下でイザベルは、世界史的な結果を残し、後のイギリス女王・エリザベス1世 (Elizabeth I 1533-1603) は、イザベルを範とする統治を心掛けたと伝えられてい

ます。また、イザベルの死後、カスティーリャ王国の王位は、夫との間に生まれた王女・フアナ (Juana 1479-1555) が継承しました。フアナは、神聖ローマ帝国皇帝として巨大なハプスブルク帝国を築いたカール5世 (Karl V 1500-1558) の実母です。カール5世は、名目上とはいえ、実母からカスティーリャ女王の地位を奪うことはせず、守り通したと言われています。

このような女性の社会的地位と実質的権威の保持は、ネーデルラントのブルゴーニュ公マリー (Marie de Bourgogne 1457 - 82) の事例にも見られます。また、フランス王フランソワ1世 (François I 1494 - 1547) の妃となったブルターニュ公女のクロード (Claude de France 1499 - 1524) は、ブルターニュ公領を継承していました。クロードは、夫君の粗悪さもあって若くして亡くなるのですが、クロードの存命中は、国王たりともブルターニュ公領の領主となることができませんでした。

16~17世紀にかけてのヨーロッパにおける女性の社会的地位の保持は、その後、オーストリア帝国のマリア・テレジア (Maria Theresia, 1717 - 1780) やロシア帝国のエカテリーナ2世 (Yekaterina II Alekseyevna 1729 - 1796) のような女帝へと繋がりました。もちろんそれは、王侯貴族に限定的だったことは言うまでもありません。市井の女性たちに及んでいたとは考えにくく、むしろ「魔女狩り (witch-hunt)」のような社会現象に、多くの女性たちが巻き込まれていました。

しかし、ここで言いたいのは、同時代の日本にはなかった社会的規範が、ヨーロッパにはあったということです。女王や女帝の政策や意思決定が、女性だからという理由ですべて容認できる訳ではありません。しかし、統治者という重要な地位に女性が

※参考させていただいた文献) 女王等の経歴や業績は、主に Wikipedia により解説されている内容による

就くことを、少なくともヨーロッパの貴族社会が、容認していたことは事実です。

●男女平等と現状のギャップ

性 別による社会的規範の地域差は、単なる身体上の男女間の相違に負っているのではなく、複合的要因によると考えられます。社会が形成されたプロセスや宗教、言語、生活手段の慣行や自然環境など、さまざまな要因が考えられ、時代によっても変節を繰り返して来ました。永久不変の原則に基づいていたというより、時代的な社会環境の変化で、その様態は変容して来ました。

現代社会における男女差別の撤廃を求める考え方の基底を為すのは、言うまでもなく「人権 (human rights)」です。性別に限らず、人種や宗教、社会的地位や経済的貧富など、相違を超えて、万人が等しく持つ権利とされ、国際的に承認されています。男女であっても、相違を超えて等しくヒトであるという観点から、差別を容認または助長する社会的規範は、解消されるよう唱えています。

しかし、世界の現状は、その理念とはほど遠いのが実態です。いわゆる「セクシャル・ハラスメント (sexual harassment)」を受け続けたとして告発した女性の声に、賛同の輪が広がった「Me too」と呼ばれた運動、女性の社会的地位が相対的に低いとして、国際的に批判される日本の現状などがあります。

また、男女間には、往々にして意見の相違があるのが現実です。セクハラやDV (Domestic Violence) といった法律上の犯罪行為はともかく、意見の相違と男女差別の関連性は、個別の事例に応じて判断する以外はありません。要するに、瑕疵の割合が高いのは男性側なのか女性側なのか、男

性基準の社会的規範が作用してのことなのか、あるいは、双方に瑕疵はないながら互いの社会的規範が折り合わないのかなど、個別の事情に即した判断が必要です。ただ、結果として男女間の賃金格差やシングル・マザーの増加といった問題があり、事情によるとはいえ、政治的な対策が求められている現状が、日本にはあります。

●性ホルモンの年齢層別の影響

ボ クは、男女平等と男女の相違の間には、いくつかの矛盾があると考えています。基本的理念として、男女平等の尊重は重要ですが、男女間の相違を度外視する訳には行きません。一般的に女性は男性より、体力面で劣る傾向にあります。また、女性ホルモンの作用による周期的な生理や体調 (感情) への影響など、いわばヒトに備わった「自然」が男性とは異なり、それが日常生活のさまざまな場面に作用します。男女は相互にとって、ある意味では異質な存在なのです。

「女はからだに原始を抱えている」と書いたのは、作家の富岡多恵子氏だったと記憶しています。それは、月々の生理のように、自らの意志ではコントロールできない生体機能を、女性は日々の生活の中に抱えながら生きている、という意識と理解しています。ヒトに備わった「自然」とは、そのような生体機能による意識への影響を含んでいます。その「自然」は、かつてはヒステリー (hysteria) と呼ばれたような、女性に固有とされた暴発的な言動を、引き起こすことがありました。ボク自身、幾人かの女性で遭遇したことがあり、時には唾然とするしかないほど、突発的なことがありました。男性にももちろん、ヒトに備わった「自然」があり、女性側から見た異質さはあると思われます。そのヒトという「自

然」は、ヒトを取り巻く「自然現象」と同様に、理知では制御できない暴発のリスクを抱えていると言えます。その結果生じた不幸な出来事を、「災害」と呼んでは差しさわりませんが、同様の認識法が時には必要かもしれない、とボクは思うのです。

性ホルモンの作用による日常生活への影響は、生殖機能の発達と成熟、さらに衰えと連動しているため、年齢によって異なります。幼年期の男女は、精神分析が言う心理作用はともかく、身体的な相違は限定的で、ほぼ平等です。思春期を迎える10代半ば頃になると、男性は生殖器や体毛の発達、女性は周期的な生理や乳房の発達が見られます。この年代から女性の生殖適齢期とされる20代～30代頃が、男女の性的欲求が最も高まる時期と言えます。そして、40代頃から更年期を迎え、性ホルモンの減少に伴う生殖機能の低下や体調の変化などを経て、老年期を迎えます。老年期には、男女共にホルモン作用の減少や体力の衰えから、中性化する傾向があるとされています。ただし、女性の平均寿命は男性より長いこと、高年齢層ほど女性の人口比率が高いという現象が、日本では起こっています。

このような性別による身体上の傾向は、社会的な配慮の在り方を異なるものにします。特に女性の生殖適齢期とされる18歳前後から40歳前後までの期間を中心に、その相違が大きくなると考えられます。つまり、出産と子育てに対する社会的規範の在り方が、とりわけ問われるということです。

●日本の家族形態の変化について

日本における出産と子育てに対する社会的規範は、1970年代頃までは、女性は家庭に入って主婦として家事と育児を担い、男性は外に出て働いて収入を得るといったスタイルが、

主流を占めていました。その家事と育児は、戦後になって急速に進んだ核家族化で、主婦が一人で担う形態が増え、戦前的な大家族のスタイルは、都市部を中心に減少の一途をたどりました。つまり、家事と育児に祖母や叔母などの近親家族が加わるスタイルが、廃れて行ったのです。

そうした中で起こったのが、前述の1980年代頃からの女性の社会進出の奨励です。確かにそれまでの社会的規範は、社会に出て仕事がしたいと考えている女性にとっては、働く機会を狭めるものでした。男性側には、女性は結婚を機に退職するものという固定観念があり、一方の女性側には、外で働く男性の価値は収入次第という固定観念があったと思われます。その意味では、そうした社会的規範を覆そうとする潮流は、歓迎すべきだったと言えます。

しかし、現実問題としての出産と子育てには、大きな障壁がありました。「仕事と家庭の両立」は、特に核家族化した世帯にとっては容易ではなく、職場に子育て中の幼児を連れて来たとして、その是非を問う《アグネス論争》が起こったように、社会の対応は未熟なままでした。また、働く女性の側から、専業主婦を旧態的と批判する《主婦論争》なるものがあり、いわゆる「内助の功」に対する評価を二分する議論があったと記憶しています。

そして、日本社会は「バブル崩壊」を迎え、雇用不安と人件費抑制の経済環境に陥る時代になりました。パート労働や派遣労働が増える傾向を強め、女性の労働環境も悪化して行きました。「共働き」の増加は、良し悪し以前の問題として、結婚しても男性の賃金だけでは生計が維持できず、女性が働いてその一部を担う必要性から、生じた割合が高いと認識しています。それは、男女平等の社会参加の促進というより、限

※参考にさせて頂いた文献) 落合恵美子著『近代家族とフェミニズム』(1989年12月、勁草書房)

られた選択肢を女性に提供し、安価な労働力を女性に求めるような形態に進んだ、と思われまふ。社会的地位を高めようとする女性は、結婚しない、あるいは、離婚する選択肢を選んだりしました。

そのような日本の社会経済環境は、21世紀に入っても続いています。単身世帯や一人親世帯の増加は、核家族化した世帯のさらなる細分化と見るができます。その要因を、日本経済にのみ負わせることはできませんが、日本社会が、経済的な充足を求める人々を都市部に集め、その弊害として貧困層が形成されたことによって、課題が社会化していると考えます。

急速に進んだ家族形態の変化は、女性にとっては、出産と子育ての環境変化でした。かつての大家族の復元が、必ずしも望ましい訳ではありません。しかし、一人親世帯のような子育て環境の劣化は、ある意味では、日本社会が壊し続けて来た家族形態の結果としての現れです。そして、その負荷は、女性側が強く負う傾向にあると言わざるを得ないのです。その底流には、日本の産業構造や大都市型の社会構造、経済的な分配の仕組みや雇用形態など、多層にわたる構造の課題が横たわっていると考えます。単なる意識上の問題ではなく、社会構造上の問題として考える必要があります。

●言語活動における男女の相違

最後に、ボクたちの近代日本語研究の観点から、男女における言語傾向について述べます。

言語は脳科学的に、右脳が感性的領域を、左脳が論理的領域を担っていると言われていふ。概ね感性は主観的で、論理は客観的と言えまふが、感性的言語活動と論理的言語活動には、それぞれ長所と短所があります。前者は、ヒトの喜びや悲しみに響く

豊かさを持つ半面、過度の感性的な表現に陥ることがあります。後者は、いわゆる論理的思考の表現となる半面、論理まがいの詭弁や誤謬を生む可能性があります。

女性は一般的に、右脳に作用する女性ホルモンの影響から、感性的言語活動が強くなる傾向があると言われていふ。感性的言語活動とは、形容詞への依存度が高いということです。形容詞は、豊かな感情表現には欠かせない品詞で、視覚や味覚などの五感表現のほか、いわゆる「気持ち」の表現にも用いふ。「気持ち」は、ヒトの日常活動に重要な役割を果たしまふが、「気持ち」だけで万事を乗り切ることが不可能です。

男女間の言語ギャップが表面化するケースで、良くあるのが「好き／嫌い」です。「好き」だから信じる、「嫌い」だから信じないという場合、ボクとしてはやはり、「そういう問題じゃないだろ？」と言いたくなります。筋が通っているかどうかの問題で、「好き／嫌い」で判断するな、と思うのです。「女心と秋の空」と言うように、女性の「気持ち」はコロコロ変わるとして、あてにならないとする見方は、いまだにありまふ。延々と結論が出ない女性との対話に辟易し、疲弊した経験はボクにもありまふ。

男と女は、互いの性に幻想を抱きがちです。男性は女性に、「エロス」「性行為」「母性」などを表象させ、哲学と称する論まで展開しまふ。女性が「女はそういうものではない」と主張しても、男性側の偏見は続きました。ジェンダーと「エロス」の結合は、性欲を核とした女性像で、若さに偏向した選別性があり、日常性に欠けまふ。

男女平等は、互いのちがいの尊重に基づく平等です。その相互の折り合いは、あるいは永遠につかないのかもしれない。それでもヒトは、性的に分岐した生き物として、永遠に共に生きて行くしかないのです。

(2021年2月21日)

シンキング・バース新書

ジェンダーについて考える

2021年2月21日（初版）発行

著者：シンキング・バース
社会科学研究班

発行者：遊佐 芳泰

発行所：**シンキング・バース**

〒021-0821

岩手県一関市三関字神田105番5号

電話／FAX 0191-23-0724

※この論考の著作権は、図表を含めてシンキング・バースに帰属しています。複写、無断転載、無断転用は固くお断りします。